久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、久留米市補助金等交付規則（昭和５０年３月３１日久留米市規則第５号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条 この補助金は、原油価格・物価高騰により負担が生じている社会福祉施設等に対し、光熱費等の上昇分相当額を支援することにより、社会福祉サービスの質を確保することを目的とする。

（交付対象者の詳細）

第３条 この補助金の交付対象者は、令和７年１月１日（以下「基準日」とする。）で、久留米市内において次の各号の事業所等を開設又は管理する者であって、申請日において事業所等を休止しておらず、継続して事業所等を管理するものとする。

（１） 障害福祉サービス事業所等

ア　障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき指定を受けた事業所。ただし、第２号アに規定する訪問介護と同一の事業所で居宅介護を行う事業所を除く。

イ　児童福祉法に基づき指定を受けた事業所。ただし、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一の事業所かつ定員を併せて定め運営する事業所は、放課後等デイサービス事業所分のみ対象とする。

ウ　障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、自発的活動支援事業、手話通訳者等派遣事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴支援、日中一時支援（ただし、久留米市障害児タイムケア事業に限る。）を実施する事業所等

（２） 介護サービス事業所等

ア　介護保険法の規定に基づく居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の指定を受け、介護保険の対象となるサービスを提供する事業所。ただし、介護予防を含み、介護保険法の規定に基づく医療みなしの指定並びに共生型居宅サービス及び共生型介護予防サービス事業を除く。

イ　介護保険法の規定に基づく地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受け、介護保険の対象となるサービスを提供する事業所。ただし、介護予防を含み、共生型地域密着型サービス及び共生型地域密着型介護予防サービスを除く。

ウ　介護保険法の規定に基づく居宅介護支援
エ　介護保険法の規定に基づく第一号通所事業（元気向上通所サービス及び短期集中通所サービスに限る。）
オ　介護保険法の規定に基づく介護保険施設
カ　市要綱の規定に基づく、生活支援ハウス
キ　老人福祉法の規定に基づく老人福祉施設のうち、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）
ク　老人福祉法の規定に基づく有料老人ホームであって、市長に届出を行っている施設（特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）
ケ　高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当分）であって、市長に登録を受けている施設（特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。
（１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
（２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
（３） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（サービス分類及び区分）
第４条 前条に規定する交付対象者のサービス分類及び区分は、別表１に定めるものとする。

（交付額の算定方法）
第５条 補助金の交付額は、別表１に定める額とし、定員数、入所者数は基準日時点の数とする。

（交付の申請）
第６条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別表２に定める書類を提出しなければならない。
２　第３条第２号クに規定する施設を除く事業所については、補助金規則第４条第１項第１号から３号の書類を、同規則第４条第２項及び３項の規定により省略する。
３　第３条第２号クに規定する施設については、補助金規則第４条第１項第１号及び第２号の書類を、同規則第４条第２項の規定により省略する。

（交付の決定）
第７条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適否を決定するものとする。
２ 前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請者に対して交付決定通知書（第２号様式）を通知するものとする。

（請求書の省略）
第８条 久留米市金銭会計規則（平成１１年３月３１日久留米市規則第８号）第２８条第１項に定める請求は、同項第１３号の規定により省略する。

（申請期間）
第９条 申請期間は、令和７年４月２１日から令和７年６月３０日までとする。

（その他）
第１０条 この要綱に定めるもののほか、補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和４年１１月２４日から施行し、令和４年度の補助金について適用する。

附 則 この要綱は、令和５年８月１６日から施行し、改正後の久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和５年度の補助金について適用する。

附 則
この要綱は、令和５年１２月２７日から施行し、改正後の久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和５年度の補助金について適用する。

附 則
この要綱は、令和７年４月２１日から施行し、改正後の久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和７年度の補助金について適用する。

別表１

区分		サービス分類	電気の種類	単価
高齢者福祉施設等	入所居住系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 ※１ 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 生活支援ハウス 有料老人ホーム ※２ サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当分）※２	高圧	定員１人あたり 23,600 円 （※２は入所者１人あたり）
			低圧	〃 24,600 円 （※２は入所者１人あたり）
	通所系	通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 第一号通所事業（元気向上通所サービス及び短期集中通所サービスに限る）	高圧	定員１人あたり 8,700 円
			低圧	〃 8,300 円
	訪問系その他	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 福祉用具貸与 ※３ 特定福祉用具販売※３ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援	―	１事業所あたり 14,200 円

障害者福祉施設等	入所系	障害者支援施設 療養介護 共同生活援助 短期入所 ※１ 宿泊型自立訓練	高圧	定員１人あたり 23,600 円
			低圧	〃 24,600 円
	通所系 ①	生活介護 自立訓練 （機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援Ａ型・Ｂ型	高圧	定員１人あたり 8,700 円
			低圧	〃 8,300 円
	通所系 ②	児童発達支援 放課後等デイサービス	高圧	定員１人あたり 1,800 円
			低圧	〃 1,400 円
	訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援 自立生活援助 保育所等訪問支援 計画相談支援 基幹相談支援 訪問入浴支援 地域活動支援センター事業 手話奉仕員派遣事業 要約筆記奉仕員派遣事業 盲ろう介助・通訳派遣事業 日中一時支援 （タイムケアに限る） 自発的活動支援	―	１事業所あたり 14,200 円

※１　空床利用型を除く

※３　福祉用具貸与及び特定福祉用具販売は１つの事業所として扱う

別表２

対象	提出書類
全事業所	・交付確認書（様式１） ・振込口座の通帳の写し（前回と振込口座が異なる場合のみ） ・役員名簿（第３条第２号クに規定する施設で、前回から役員に変更があった場合のみ） ・入所者名簿 ※（第３条第２号ク及びケに規定する施設のみ）
高圧で受電する事業所等	前回申請時以降に高圧電力に変更した場合は、電気料金の契約書、利用明細など高圧電力を受電していることが分かるものの写し

※基準日時点の入所者名簿（氏名、性別、年齢、人数が確認できるもの）

様式第 1 号（第 6 条関係）

久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金　交付確認書

（申請書及び実績報告書）

令和　　年　　年　　日

久留米市長　原口　新五　宛て
（　　）

このことについて、補助対象施設及び補助額等の下記内容について相違ありません。

１．確認者（交付対象者）

法人所在地	〒	電話番号：
法人名 職名・代表者名		（押印又は署名） 印

２．補助額及び補助対象施設（申請及び実績額）　※別紙１「対象施設明細一覧」を添付すること。

補助金総額	

※金額の前に「￥」マークを記入すること。

３．振込口座 ※口座名義（フリガナ）は通帳の記載通りに記入し、併せて通帳の写しを添付すること。

金融機関名		支店名		預金種別	1:普通　2:当座
口座番号				（右づめで記入）	
フリガナ 口座名義 （通帳のとおりフリガナも記入）					
	漢字で記入				

※前回登録口座情報。同一口座で申請する場合は、右のチェックボックスに✓を付けてください。☐

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義			

４．誓約事項

交付要綱を熟読の上、次の事項について誓約します。
① 交付対象者の要件を満たしている。
② 交付のために提出した書類に虚偽が無いこと。
③ 令和７年６月３０日まで補助対象となった施設を運営していること。
④ 虚偽が判明した場合は交付を受けた額を速やかに返還すること。

５．提出書類（下記の□にチェックを入れてください）

□本確認書
□補助対象施設明細確認一覧表（確認書と同送しています。）
□振込口座の通帳の写し ※表紙をめくったページ（前回と振込口座が異なる場合のみ）
□当該法人の役員全員を記載した役員名簿（有料老人ホーム（要綱第３条第２号クに規定する施設）のみ）で、前回から役員に変更があった場合のみ）
□入所者名簿（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（要綱第３条第２号ク及びケに規定する施設）のみ）
■補助対象経費確認書類（前回と区分が異なる場合のみ（電圧のみ））
　□電圧の区分が前回と異なる場合は、契約書や利用明細などで電圧の記載があるものの写し

別紙１

《　補助対象施設明細確認一覧表　》

各経費の単価は右表で確認すること。

施設区分	計算単位	補助区分（電気の種類）	
		高圧（X）	低圧（Y）
入所施設	定員数等	23,600円	24,600円
通所系	定員数	8,700円	8,300円
通所系②	定員数	1,800円	1,400円

施設区分	計算単位	補助区分（Z）
訪問系	1事業所	14,200円

※前回申請時の区分から変更がないかご確認ください。（電圧のみ）

No	事業所番号	施設名称	施設区分	単位	補助区分	基準単価計	補助額（施設）
	施設所在地		サービス種類				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							